

協議 2

『第 2 次整備候補地』の選定方法について

これまで検討してきた「候補地評価項目及び判断基準（案）」に基づき、整備候補地選定を行うための評価方法を引き続き検討し、『第 2 次整備候補地』の選定方法について決定する。

1. 評価項目及び判断基準の決定について

※候補地評価項目及び判断基準（案）【資料 2 - 2】

（1）評価項目（評価内容）の検討

- ① 評価項目（評価内容）が適切な設定となっているか検討する。
- ② 候補地選定にあたりバランスのとれた評価項目の設定となっているか検討する。

（2）評価項目の判断基準区分の検討

- ① 判断基準が適切な内容及び区分となっているか検討する。

（3）評価区分の検討

- ① 判断基準の区分に基づき、評価する単位を決定する。
- ② 区分を 3 段階とし“◎，○，△”で評価を行い，区分に応じて点数化する。
- ③ 評価結果を整理する上で，有意義な差が表現できるような，評価基準を設定するものとし，その方法として，平均（○）を 3 点，優位なもの（◎）を 5 点，劣位なもの（△）を 1 点とする。

（4）摘要・検討項目の設定

- ① 評価項目に応じて，適切で具体的な数値や判断内容の設定となっているか検討を行う。

（5）評価項目の要素（重要・基本・参考）の区分の検討

- ① 各評価項目が適切な要素区分となっているか検討する。
- ② 区分に応じて係数を設定し，評価に重み付けを行う。
- ③ 重み付けは，上記 3 の評価点数に，重要要素は 3，基本要素は 2，参考要素は 1 を乗じて算定する。

（6）その他評価すべき要素の設定

- ① 資料 2 - 2 に示す要素のほかに事前に考慮すべき項目の設定を行う。

2. 相対的評価の実施について

上記で決定する項目及び判断基準により候補地評価を行い、その結果に基づき相対的評価として次の項目を参考に比較検討し、第2次整備候補地を選定する。

※相対的評価（比較検討）項目の例

（1）技術面の評価

- ① 用地造成に係る形質変更 等

（2）環境面の評価

- ① 車両増加に伴う交通への影響
- ② 施設建設に伴う景観への影響 等

（3）土地利用面の評価

- ① 遊休農地の活用
- ② 周辺住宅の状況 等

（4）経済面の評価

- ① 他の中間処理施設・最終処分場との距離 等

（5）維持管理面の評価

- ① 搬入道路の新設・改良の必要性 等

（6）余熱等利用面の評価

- ① 余熱や電気の利用の可能性
- ② 公共交通機関の状況（一般開放型の余熱利用施設の場合） 等

※採点基準

大いに評価する	(+ 2 点)
評価する	(+ 1 点)
評価結果どおり	(± 0 点)
少し評価できない	(- 1 点)
評価できない	(- 2 点)



3. 第2次整備候補地（5～6箇所程度）の選定について

相対的評価として行った各委員の採点を集計し、その平均値を候補地評価の得点に加算した結果に基づき、検討委員会での合意により第2次整備候補地（5～6箇所程度）を決定する。